（配偶者を有するに至つたときの届出）

第四十七条の三　令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態にある障害厚生年金の受給権者は、配偶者（法第五十条の二第三項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ。）を有するに至つたときは、当該事実のあつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

四の二　配偶者の個人番号又は基礎年金番号

五　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　（略）

（障害不該当の届出）

第四十八条　障害厚生年金の受給権者は、令第三条の八に定める程度の障害の状態に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2　（略）

（障害共済年金の受給権取得の届出）

第四十八条の二　障害厚生年金の受給権者は、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「経過措置政令」という。）第八十四条第三項の規定に該当するに至つたときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書に、障害厚生年金の年金証書を添えて、これを機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

（業務上障害補償の該当の届出）

第四十九条　障害厚生年金の受給権者は、法第五十四条第一項の規定に該当したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2・3　（略）

（配偶者を有するに至つたときの届出）

第四十七条の三　令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態にある障害厚生年金の受給権者は、配偶者（法第五十条の二第三項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ。）を有するに至つたときは、当該事実のあつた日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　受給権者の生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

（新設）

五　（略）

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　配偶者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するときは、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　（略）

（障害不該当の届出）

第四十八条　障害厚生年金の受給権者は、令第三条の八に定める程度の障害の状態に該当しなくなつたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。

一　受給権者の生年月日及び住所

一の二　基礎年金番号

二・三　（略）

2　（略）

（障害共済年金の受給権取得の届出）

第四十八条の二　障害厚生年金の受給権者は、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「経過措置政令」という。）第八十四条第三項の規定に該当するに至つたときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、障害厚生年金の年金証書を添えて、これを機構に提出しなければならない。

一　受給権者の生年月日及び住所

一の二　基礎年金番号

二～四　（略）

（業務上障害補償の該当の届出）

第四十九条　障害厚生年金の受給権者は、法第五十四条第一項の規定に該当したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。

一　受給権者の生年月日及び住所

一の二　基礎年金番号

二・三　（略）

2・3　（略）